

# 第 60 回三田祭罰則制度に関する誓約書

第 60 回三田祭実行委員会 一般企画局

本誓約書は第 60 回三田祭に出展するすべての団体に提出していただいております。本誓約書を提出していただけない場合、第 60 回三田祭に出展することができません。以下の項目に同意し、□枠内へチェックマークをご記入の上で、裏面に団体正式名称・団体代表者の署名・捺印をお願いします(□枠は表裏両面にございます)。

第 60 回三田祭における禁止事項・注意事項を遵守すること

罰則項目に抵触した場合、以下の罰則を受け入れること

<三田祭本祭前後>

・企画種類によらず**罰金処分**とする。

→お支払いいただけない場合、三田祭本祭前であれば今年度の三田祭、三田祭本祭後であれば来年度の三田祭への出展をお断りします。

(「参加辞退締切後の辞退」に関して罰金が支払われなければ、対象となる団体の来年度の三田祭への出展をお断りします)

<三田祭本祭中>

・**常設企画**が罰則項目に抵触した場合、**罰金処分**または**出展停止処分**とする

・**非常設企画**が罰則項目に抵触した場合、**罰金処分**とする

→お支払いいただけない場合、来年度の三田祭への出展をお断りします。

※三田祭本祭前とは 5 月 30 日(水)0:00～11 月 20 日(火)12:59、三田祭本祭期間中とは 11 月 20 日(火)13:00～11 月 25 日(日)21:59、三田祭本祭後とは 11 月 25 日(日)22:00～12 月 25 日(火)23:59 の期間を指します。

※禁止事項の詳細は各種レジユメ等に記載の【第 60 回三田祭における罰則制度】と【第 60 回三田祭における禁止事項・注意事項】でご確認ください。

※裏面で詳しい罰則項目をご確認ください。

※裏面にもチェック項目があります。

※三田実使用欄

下記の罰則項目を確認しました。

罰則項目	項目内容	常設企画	非常設企画
酒類禁止事項違反	酒類禁止事項に違反した場合。	3 時間の出展 停止または 30,000 円 の 罰金	30,000 円の罰金
企画内容の悪質な禁止事項違反	禁止事項に違反し、大学・来場者・他団体に迷惑をかける行為、また三田祭の安全で円滑な運営に支障をきたす行為をした場合。	1.5 時間の出展停止または 15,000 円の罰金	15,000 円の罰金

三田祭本祭期間中の禁止事項違反に関して、常設企画団体において原則出展停止を適用しますが、例外的に罰金を適用する場合があります。

例)「常設企画による三田祭本祭前後における悪質な禁止事項違反」や、「常設企画における企画放棄」、「常設企画による三田祭本祭最終日 15:00 以降の禁止事項違反」等

罰則が科された後の違反行為が発覚した場合、重ねての罰則を科します。

酒類禁止事項違反に関して、複数企画に出展される団体はすべての出展企画で罰則を科します。

三田祭本祭期間中に非常に重大な違反を犯したと判断された場合は、上記の罰則に加え第 60 回三田祭の出展を全日停止し、第 61 回三田祭の出展をお断りする場合があります。

私たち \_\_\_\_\_ (団体正式名称)(企画種類: \_\_\_\_\_)  
は、第 60 回三田祭に出展するにあたり上記の内容に同意し、上記の事項を遵守することを誓います。

2018 年 月 日

団体代表者 \_\_\_\_\_ (印)